

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第1号

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令

(野田市事務決裁規程の一部改正)

第1条 野田市事務決裁規程(昭和45年野田市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第4行政管理課の項中

「
事務改善の指導に関すること。
通例的な統計の実施に関すること。」を
「
事務改善の指導に関すること。」に改め、同表情報政

策課の項中 「
軽易な自治体デジタルトランスフォーメーション
及びデジタル化の実施に関すること。」を

「
軽易な自治体デジタルトランスフォーメーション
及びデジタル化の実施に関すること。
通例的な統計の実施に関すること。」に改める。

別表第5中「係長」の次に「調整官」を加える。

別表第6総務課の項中「及び自衛官候補生」を削り、同表行政管理課の項

中 「
事務改善に関する測定及び調査に関すること。
各種統計の調査区の設定及び内申に関すること。」を

「
事務改善に関する測定及び調査に関すること。 に改め、同項の次
」

に次のように加える。

情報政策課 各種統計の調査区の設定及び内申に関すること。

別表第6 スポーツ推進課の項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

別表第9の備考の5中「の専決とし、一般会計衛生費の資源再生利用助成金は、所管課長」を削る。

(野田市福祉事務所処務規程の一部改正)

第2条 野田市福祉事務所処務規程（平成22年野田市訓令第1号）の一部を次のよう改正する。

第2条第1項の表子ども家庭総合支援課の項中「支援二係 支援三係」を「支援二係」に改める。

第3条第2項中「副主幹」の次に「、調整官」を加え、同条第3項中「係長」の次に「、調整官」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中野田市事務決裁規程別表第6 総務課の項の改正規定は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第44号）附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。